



島根県報

令和8年10月6日（火）

第 7 6 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業（高齢者福祉課） 2
廃止の届出

保安林予定森林（6件）（森林整備課） 2

【公 告】

公共測量の終了（技術管理課） 5

告 示

島根県告示第550号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第 2 号及び第115条の10第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年10月 6 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
奥出雲町	短期入所生活介護	地域密着型奥出雲特別養護老人ホームあ	仁多郡奥出雲町上阿井424 － 1	令和 8 年10月 1 日
	介護予防短期入所生活介護	いサンホーム		

島根県告示第551号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年10月 6 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

松江市東持田町字葛籠谷1234、1694、字青梨子1690、字赤松ヶ谷1692

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛籠谷1234・1694・字青梨子1690・字赤松ヶ谷1692（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第552号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。

令和8年10月6日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川2600－1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第553号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月6日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町川戸720－1、901－1、902－3、903－2、906－4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町川戸902－3・903－2・906－4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第554号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月6日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町乙加宮1475、3184－2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町乙加宮1475・3184－2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第555号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月6日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井2604－5、2604－6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第556号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月6日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町寺田1315から1318まで、1315－1、2431から2434まで、2435（次の図に示す部分に限る。）、2435－1、2746

2 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年9月17日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年10月6日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月17日から同年9月17日まで

3 作業地域

益田市津田町地内